

令和3年度 第1回
さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会



多目的広場からの長卸山（令和3年6月18日撮影）

日時：令和3年7月20日（火）午後1時30分～

会場：さいたま市役所B1F地下第2会議室

さいたま市立館岩少年自然の家

次 第

- 1 委員交代の報告
- 2 委員紹介、事務局紹介(運営委員会委員名簿) …… 2 頁

議題

- (1) 副委員長選出
- (2) さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会関連条例、規則等について
- | | |
|-----|-------|
| 資料① | … 3 頁 |
| 資料② | … 9 頁 |
| 資料③ | …13 頁 |
| 資料④ | …15 頁 |
- (3) 令和3年度少年自然の家利用状況について
- | | |
|-----|-------|
| 資料⑤ | …18 頁 |
|-----|-------|
- (4) 令和3年度事業進捗及び今後の事業計画等について
- | | |
|-----|-------|
| 資料⑥ | …19 頁 |
|-----|-------|
- (5) 館岩少年自然の家運営委員会視察について
- | | |
|-----|-------|
| 資料⑦ | …20 頁 |
|-----|-------|
- (6) 令和3年度予算について
- | | |
|-----|-------|
| 資料⑧ | …21 頁 |
| 資料⑨ | …22 頁 |
- (7) その他(意見交換等)

令和2年度 さいたま市館岩少年自然の家運営委員会委員名簿

区分	所属（団体名）	ふりがな
		氏名
少年団体代表	さいたま市ボーイスカウト協議会理事	わたなべ おさむ
		渡邊 修
PTA代表	さいたま市PTA協議会理事	きどころ みつる
		城處 満
PTA代表	さいたま市PTA協議会理事	うちだ たかひろ
		内田 宜宏
市民公募		たけだ ひろし
		武田 博
市民公募		かづの まさこ
		鹿角 雅子
浦和・与野地区 中学校長会代表	中学校長会 美園中学校長	おだぎり みちこ
		小田切 倫子
大宮・岩槻地区 中学校長会代表	中学校長会 川通中学校長	あんどう さちこ
		安藤 幸子
小学校校長会代表	小学校校長会 仲町小学校長	こうご ひとし
		高後 仁
小学校校長会代表	小学校校長会 大宮北小学校長	わたなべ あきら
		渡辺 明
小学校校長会代表	小学校校長会 辻南小学校長	なかの みどり
		中野 緑

○さいたま市立館岩少年自然の家条例

平成13年5月1日

条例第130号

改正 平成17年12月21日条例第212号

平成21年7月17日条例第25号

平成25年12月26日条例第46号

平成27年10月26日条例第53号

〔題名改正〕

平成31年3月13日条例第9号

(設置)

第1条 豊かな自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市立館岩少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1に設置する。

（一部改正〔平成27年条例53号〕）

(業務)

第2条 少年自然の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 集団宿泊体験に関すること。
- (2) 自然観察、自然探求、自然愛護その他の自然に親しませる学習活動に関すること。
- (3) 体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、少年自然の家設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（一部改正〔平成27年条例53号〕）

(職員)

第3条 少年自然の家に所長その他必要な職員を置く。

（一部改正〔平成27年条例53号〕）

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 所内整理日（毎年10日以内で市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定

める日)

- 2 教育長は、前項に規定する休所日のほか、少年自然の家の管理上必要があるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用時間等)

第5条 少年自然の家の利用時間は、午後1時から翌日の午後零時までとし、当該時間をもって1泊とする。ただし、さいたま市立館岩少年自然の家所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 少年自然の家を継続して利用できる期間は、5泊を限度とする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用者の範囲)

第6条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の児童及び生徒並びにその引率者
- (2) 市内に居住する小・中学校の児童又は生徒を主たる構成員とする少年団体及びその引率者
- (3) 市内の少年の健全育成に携わる指導者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者

(一部改正〔平成27年条例53号・31年9号〕)

(利用の許可)

第7条 少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項の変更（取消しを含む。）をしようとするときも、同様とする。

- 2 委員会は、前項の許可をする場合において、少年自然の家の管理上必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(許可の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年自然の家の利用

を許可しない。

- (1) 少年自然の家の設置目的に反するとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理上支障があるとき又は委員会が適当でないと認めるとき。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項に規定する利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(特別の設備等の制限)

第10条 利用者は、少年自然の家を利用するに当たって、既設の設備等を移動し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(利用許可の取消し等)

第11条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は少年自然の家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 管理上特に必要と認められるとき。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(使用料)

第12条 利用者(第6条第1号に掲げる者を除く。)は、あらかじめ、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(使用料の免除)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、災害その他利用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を利用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、その利用を終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。第11条の規定による利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、故意又は過失により少年自然の家の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(運営委員会)

第17条 少年自然の家の適正な運営を図るため、さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置することができる。

- 2 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成27年条例53号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市立赤

城少年自然の家条例（昭和48年浦和市条例第5号）又は大宮市立少年自然の家条例（昭和56年大宮市条例第35号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第13条の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第212号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第6条の規定による改正後のさいたま市立少年自然の家条例別表の規定	許可の申請
略	略

附 則（平成27年10月26日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市立少年自然の家運営委員会の委員である者は、この条例の施行の日この条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例第17条第3項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。

附 則（平成31年3月13日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例別表の規定は、別表の改正の施行の日以後の利用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の利用に係る使用料で同日前又は同日以後に納付するもの及び同日以後の利用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

(一部改正〔平成25年条例46号・27年53号・31年9号〕)

区分	利用者	使用料（1人1泊につき）
市内	小・中学校の児童及び生徒	380円
	その他の者	670円
市外	小・中学校の児童及び生徒	740円
	その他の者	1,480円

備考

- 1 「市内」とは、本市に住所を有する者、本市内の事業所に勤務する者及び本市内の学校に在学する者をいい、「市外」とは、市内以外の者をいう。
- 2 食事料については、委員会が別に定める。

○さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第35号

改正 平成15年3月27日教委規則第17号

平成19年3月27日教委規則第1号

平成27年12月25日教委規則第18号

〔題名改正〕

平成28年12月27日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成27年教委規則18号〕）

(事務)

第2条 さいたま市立館岩少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）において取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 少年自然の家の庶務に関すること。
- (2) さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会に関すること。
- (3) 少年自然の家の使用料に関すること。
- (4) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（一部改正〔平成27年教委規則18号〕）

(係の設置)

第3条 少年自然の家に次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 指導係

（追加〔平成19年教委規則1号〕、一部改正〔平成27年教委規則18号〕）

(利用の申請)

第4条 条例第6条第1号に掲げる者は、少年自然の家を利用しようとするときは、あらかじめ、市教育委員会（以下「委員会」という。）に届けなければならない。

2 条例第6条第2号から第4号までに掲げる者は、少年自然の家を利用しようとする

きは、利用開始日の3月前から利用しようとする日の20日前までの間に、少年自然の家利用許可申請書（様式第1号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この期間を変更することができる。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号・27年18号〕）

（利用の許可等）

第5条 委員会は、少年自然の家の利用を許可するときは、少年自然の家利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を変更し、又は取り消すときは、あらかじめ、少年自然の家利用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて提出し、許可を受けなければならない。

3 利用者は、少年自然の家の入所時に利用許可書を提出しなければならない。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕）

（使用料の納付）

第6条 利用者は、条例第12条に規定する使用料を、利用開始日までに納付しなければならない。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号・27年18号・28年13号〕）

（使用料の免除）

第7条 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ少年自然の家使用料免除申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、少年自然の家使用料免除承認書（様式第5号）を交付するものとする。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号・27年18号〕）

（使用料の不還付）

第8条 利用者が利用開始日の20日前までに第5条第2項の許可を受けたときを除き、既納の使用料は、還付しない。

（一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕）

（利用者の遵守すべき事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 指定の場所以外で火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

- (3) 勝手に備え付けた備品等を移動しないこと。
- (4) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (5) みだりに動植物及び岩石を採取しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所長の指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(損傷の届出等)

第10条 少年自然の家の施設等を損傷し、又は滅失した者は、速やかに所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(管理上の指示)

第11条 所長は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、その都度利用者に必要な指示をすることができる。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(帳簿)

第12条 少年自然の家に次に掲げる帳簿を備える。

- (1) 出勤簿
- (2) 文書収発件名簿
- (3) 公文書綴
- (4) 備品台帳
- (5) 関係法規集
- (6) 郵便切手使用簿
- (7) 宿泊者名簿
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(事業計画)

第13条 所長は、あらかじめ、委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、少年自然の家の事業計画を定め、実施後事業の概要を教育長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ、教育長の承認を得

て、所長が別に定める。

(一部改正〔平成15年教委規則17号・19年1号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市立赤城少年自然の家管理規則（昭和48年浦和市教育委員会規則第4号）又は大宮市立少年自然の家管理規則（昭和56年大宮市教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年3月27日教委規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教委規則第1号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教委規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

○さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第36号

改正 平成15年3月27日教委規則第1号

平成27年12月25日教委規則第19号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）第17条に規定するさいたま市立館岩少年自然の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成27年教委規則19号〕）

(委員長及び副委員長)

第2条 運営委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 運営委員会の会議は、必要に応じ所長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 さいたま市立館岩少年自然の家の職員は、会議の必要に応じ会議に出席し、発言することができる。

（一部改正〔平成27年教委規則19号〕）

(庶務)

第4条 運営委員会の庶務は、学校教育部において処理する。

（一部改正〔平成15年教委規則1号〕）

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日教委規則第1号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教委規則第19号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舎管理規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第37号

改正 平成23年3月29日教委規則第5号

[題名改称]

平成27年12月25日教委規則第20号

[題名改称]

令和3年3月30日教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舎（以下「職員宿舎」という。）の管理に関する基本的事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成23年教委規則5号・27年20号〕)

(入居者)

第2条 さいたま市立館岩少年自然の家に勤務する職員（以下「職員」という。）は、職員宿舎に入居するものとする。ただし、市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別な事情により、入居困難と認める場合は、この限りでない。

2 職員と生計を一にする者は、入居することができる。

3 前2項に規定する者で職員宿舎に入居するものの戸別の割当ては、さいたま市立館岩少年自然の家所長（以下「所長」という。）が行う。

(一部改正〔平成23年教委規則5号・27年20号〕)

(入居届)

第3条 前条の規定により職員宿舎に入居した者（以下「入居者」という。）は、入居後直ちに少年自然の家附属職員宿舎入居届（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成23年教委規則5号〕)

(職員宿舎の使用上の義務)

第4条 入居者は、善良なる管理者の注意義務をもって職員宿舎を利用しなければならない。

2 入居者は、敷地の現状を変更し、又は職員宿舎の一部を教育長の承認を受けずに改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。

3 入居者は、職員宿舎を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(家賃及び管理費)

第5条 入居者から家賃及び管理費を徴収しない。

(職員宿舎の修繕費等)

第6条 入居者の使用に係る電気、ガス等に要する費用は、入居者が負担するものとする。

- 2 天災、時間の経過その他入居者の責めに帰することのできない理由により職員宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、市が負担するものとする。

(職員宿舎の退居)

第7条 入居者は、配置替えその他の理由により職員でなくなった場合は、その日から10日以内に職員宿舎を退居しなければならない。ただし、相当の理由があると教育長が認めるときは、教育長が指定する期間、引き続き当該職員宿舎を使用することができる。

(原状回復の義務)

第8条 入居者は、敷地の現状を変更し、職員宿舎の一部を改造し、模様替えその他の工事を行った場合、職員宿舎を退居するときは、これを原状に回復しなければならない。

(退居届の提出及び検査)

第9条 入居者は、職員宿舎を退居するときは、少年自然の家附属職員宿舎退居届(様式第2号)を所長に提出し、その検査を受けなければならない。

(一部改正〔平成23年教委規則5号〕)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員宿舎の管理について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大宮市立少年自然の家附属職員宿舎管理規則(昭和56年大宮市教育委員会規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日教委規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日教委規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度 館岩少年自然の家利用状況（令和3年6月30日現在）

とくさ館

区分 月	団体数					階層別利用者数(実人数)					
	学校教育		社会 教育団体	その他	小計	小学生	中学生	高校 大学 専門	指導者	他	計
	小学校	中学校									
4				1	1					39	39
5	11				11	1347			78	2	1427
6	15				15	1858			123		1981
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
合計	26	0	0	1	27	3205	0	0	201	41	3447

からまつ館

区分 月	団体数					階層別利用者数(実人数)					
	学校教育		社会 教育団体	その他	小計	小学生	中学生	高校 大学 専門	指導者	他	計
	小学校	中学校									
4				1	1					35	35
5	10				10	806			53		859
6	15				15	981			95	1	1077
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
合計	25	0	0	1	26	1787	0	0	148	36	1971

総計

区分 月	団体数					階層別利用者数(実人数)					
	学校教育		社会 教育団体	その他	小計	小学生	中学生	高校 大学 専門	指導者	他	計
	小学校	中学校									
4				2	2					74	74
5	21				21	2153			131	2	2286
6	30				30	2839			218	1	3058
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
合計	51	0	0	2	53	4992	0	0	349	77	5418

資料⑥

○自然の教室（夏季）実施状況（5月11日～6月30日実施校 小学校48校について）

≪主な自然体験活動実施の割合≫（プログラム実施校／48校）パーセント

前山登山	川魚さばき（つかみ）	焼き板	ぶんぶんごま	ストーンアート	コースター作り	アウトドアゲーム	野外炊飯・軽食	草木染め	ネイチャークラフト	ネイチャーストラップ	小枝でえんぴつ	笹巻き	源流探検	敷地内オリエンテーリング	フォトオリエンテーリング	フィールドワーク	館内オリエンテーリング	キャンプファイヤー	キャドルファイヤー	ナイトハイク	星空観察・天体観測
93	91	70	11	9	14	7	9	0	18	20	27	2	55	20	0	66	9	84	9	82	86

≪利用の効果≫ ～引率責任者アンケートより～（プログラム実施校／48校）パーセント

自然体験活動の達成度				児童相互の理解・協力			
十分達成	概ね達成	やや不十分	不十分	十分達成	概ね達成	やや不十分	不十分
83	17	0	0	68	29	3	0
○：十分達成の理由				◇：概ね達成の理由		▲：やや不十分の理由	
<p>○コロナ禍における運動機会の減少が心配される中でも、登山でほとんどの児童が頂上を経験し、豊かな自然を味わえた。</p> <p>○自然体験活動を通じて、実感を伴った思考・理解を高め、興味関心の向上を図ることができた</p> <p>◇ハイキングや登山を通じて動植物への感じ方や見方など興味関心の高まりがみられた。学校生活では弱音を多い子が登山をやり切った。</p>				<p>○様々な体験活動が日常の生活では味わえない達成感を海出しているように感じる。3日間で友達と協力して生活・活動する喜びや大切さを感じられていた。</p> <p>◇集団活動の濃密な時間によって、絆について考える機会が多々あり、この時期に行うことで高学年としての意識の芽生えもあった。</p> <p>▲友達と仲良く過ごそうという意識は見られた。役割や規範意識をより高められるための手立てを工夫する必要があると感じた。</p>			

≪利用についてのアンケート≫～学年主任アンケートより～（プログラム実施校／48校）パーセント

1 活動を実施したことで、各項目の達成度はいかがでしたか。（複数回答可）									
【自然体験学習について】				【児童生徒相互の理解・協力について】					
	十分達成	概ね達成	やや不十分	不十分		十分達成	概ね達成	やや不十分	不十分
自然への関心	88	13	0	0	成就感・達成感	85	15	0	0
課題発見・設定	38	60	3	0	自尊感情	35	65	0	0
思考・理解	25	73	3	0	役割 <small>（リーダーシップ・メンバーシップを含む）</small>	43	58	0	0
学習との関連付け	40	55	5	0	規範意識	28	60	13	0
体力・健康への関心	53	48	0	0	連帯感・所属意識	53	45	3	0
					思いやり・協力	68	30	0	0
					あいさつ	33	55	13	0
					時間遵守	30	55	15	0
2 学校生活に不安を抱える児童生徒の参加はありましたか。・・・あった 73% ※効果があったと回答=93%									
【学習効果や大きな変容】									
<ul style="list-style-type: none"> ・集団活動に馴染めない児童が様々な活動を通して自尊感情・所属意識が強くなったように感じる。 ・自分から動こうとしていて皆と行動できるようになった。笑顔が増えた。 									

≪傷病者の対応≫

病院搬送の回数・人数	6回・6名
搬送先	愛輝診療所2名、県立南会津病院4名
搬送対応となった傷病名と人数	捻挫2名、マダニ除去3名、虫刺され1名
保護者への引き渡し人数（理由）	9名（濃厚接触者1、発熱6、体調不良2）

≪成果と課題≫

- 自然体験活動を通して、児童の成長が顕著に表れていることを実感している学校が多いこと。
- 感染防止対策をし学校が主体的に活動を進め、児童が自然体験活動を楽しんでいること。
- △自然の教室全体を通して育てたい力を学校が明確にもち、自然の家と共有し指導していくこと。
- △事前事後アンケート、利用の効果等のデータ分析と効果的な活用を図ること。

1 行き先

館岩少年自然の家、会津高原たかつえスキー場

2 日時・集合（解散）場所・行程

(1) 集合

ア 日時 令和3年10月2日（土） 6時50分集合 ※7時00分（バス又は公用車）

イ 場所 JRさいたま新都心駅東口周辺駐車場（バス会社と契約後お知らせします）

※6時30分より、所員が待機しています。

※参加者全員の集合が完了した場合は、出発時刻の繰り上げを行う場合があります。

(2) 到着・解散

ア 日時 令和3年10月2日（土） 18時00分ごろを予定

イ 場所 JRさいたま新都心駅東口

(3) 行程

7:00頃 JRさいたま新都心駅東口出発～岩槻I.C.～東北自動車道 佐野S.A.<休憩>～西那須野塩原I.C.～道の駅「湯の香しおばら」<休憩>～館岩少年自然の家 11:00頃到着～昼食・施設見学・当日入所校活動見学～14:00頃館岩少年自然の家出発～館岩広域観光案内所～会津高原たかつえスキー場～道の駅「湯の香しおばら」<休憩>～西那須野塩原I.C.～東北自動車道 佐野S.A.<休憩>～岩槻I.C.～JRさいたま新都心駅東口到着 18:00頃

※タイトな日程ですので、さいたま新都心駅到着は1時間くらい遅れる可能性があります。

3 昼食

館岩少年自然の家からまつ館食堂にて（雨天時は変更になることがあります。）

昼食代710円（「自然の教室」で中学校の食事代と同額）

当日、現金でご負担いただきます。この金額は後日、さいたま市から旅費として委員の皆様にお支払いいたします。

※旅費は昼食代710円及び雑費200円の合計910円になります。

4 その他

館岩少年自然の家は、さいたま市より800mほど標高が高い所にあります。最低気温は、さいたま市に比べて10℃ほど低くなります。昨年度の10月の平均気温は最高で14.2℃、最低で5.9℃でした。寒さには十分お気を付け下さい。

資料⑧

さいたま市立少年自然の家 令和3年度歳入予算執行状況（7月現在）

（単位 円）

予算科目	予算現額	収入済額 (執行額)	執行率 (%)	備考
16使用料及び手数料	242,000	0	/	
1使用料	242,000	0	/	
9教育使用料	242,000	0	/	
5社会教育使用料	242,000	0	/	
1少年自然の家使用料	242,000	0	/	少年自然の家利用者使用料
23諸収入	1,671,000	360,421	21.57	
6雑入	1,671,000	360,421	21.57	
4雑入	1,671,000	360,421	21.57	
9教育費雑入	1,671,000	360,421	21.57	
2施設光熱水費等負担金	1,671,000	356,143	/	
2施設光熱水費等負担金	1,671,000	356,143	21.31	宿舎・厨房電気料
5その他雑入	0	4,278	/	
8その他雑入	0	4,278	0.00	会計年度任用職員雇用保険
合 計	1,913,000	360,421	18.84	

さいたま市立少年自然の家 令和3年度予算歳出執行状況（7月現在）

（単位 円）

予算科目	予算現額	支出済額 (執行額)	執行率 (%)	備考
10教育費	827,613,000	39,411,541	4.76	
1教育総務費	6,649,000	1,166,126	17.54	
2事務局費	6,649,000	1,166,126	17.54	
1報酬	5,970,000	706,473	11.83	会計年度任用職員賃金
3職員手当等	375,000	374,496	99.87	会計年度任用職員賞与
4共済費	82,000	78,872	96.19	会計年度任用職員労災保険料
9旅費	222,000	6,285	2.83	会計年度任用職員通勤手当
6社会教育費	820,964,000	38,245,415	4.66	
6少年自然の家費	820,964,000	38,245,415	4.66	
少年自然の家管理運営事業	748,999,000	37,718,097	5.04	
1報酬	65,000	0	0.00	開所40周年記念行事謝礼金
8旅費	2,320,000	143,600	6.19	本庁事務連絡旅費、工事に伴う現地確認旅費
10需用費	47,628,000	8,984,687	18.86	
1消耗品費	2,068,000	70,867	3.43	事務用消耗品、施設用消耗品等、
2燃料費	20,141,000	1,127,855	5.60	公用車用燃料費、暖房用燃料費等
4印刷製本費	114,000	0	0.00	40周年記念誌
5光熱水費	23,351,000	7,783,622	33.33	電気料
6修繕料	1,764,000	0	0.00	施設修繕、物品修繕
9医薬材料費	190,000	2,343	1.23	医薬品等
11役務費	4,062,000	935,136	23.02	電話料、リネン等クリーニング、ごみ収集手数料等
12委託料	73,639,000	8,847,484	12.01	浄化槽・エレベーター・建物管理等、中規模修繕工事に伴う委託
13使用料及び賃借料	43,673,000	13,357,190	30.58	公用車賃借、コピー機、FAX、AED等
14工事請負費	576,030,000	5,450,000	0.95	中規模修繕工事(R3～R5)、法面改修工事
17備品購入費	123,000	0	0.00	液晶テレビ
18負担金補助及び交付金	1,459,000	0	0.00	道路等除雪負担金、危険物安全協会会費

	少年自然の家野外活動事業	71,965,000	527,318	0.73	
	1報酬	208,000	0	0.00	運営委員報酬
	7報償費	50,000	0	0.00	指導者講習会講師謝金
	8旅費	21,000	0	0.00	運営委員旅費(現地視察)
	10需用費	1,370,000	149,284	10.90	
	1消耗品費	1,348,000	149,284	11.07	消耗品
	4印刷製本費	22,000	0	0.00	所報印刷代
	11役務費	479,000	0	0.00	前山登山道ネット設置
	13使用料及び賃借料	1,585,000	329,468	20.79	現地研修会・家族の集い 等バス借上料等
	15原材料費	57,000	48,566	85.20	
	17備品購入費	560,000	0	0.00	パソコン、ワイヤレスアンプ
	18負担金補助及び交付金	67,635,000	0	0.00	自然の教室バス輸送補助 金、講習会受講料
	合計	827,613,000	39,411,541	4.76	